

## 組合員の皆様へ

保険料が平成28年4月から改正されます

### 【医療保険料】引き上げ

医療費の伸びは依然として増高を続けており、平成28年度におきましても医療費改定を含む厚生労働省指示による自然増を加味した保険給付費と保健事業費や総務費等を合わせた歳出必要額は厳密な査定を行い、44億2,327万円を計上しました。

これらの財源として、医療保険料、国庫補助金、前期高齢者財政調整制度における交付金、県や市の補助金、繰越金等を充当しても6億4,700万円が不足します。

この財源補填として、法定積立金から法定超過額の4億1,900万円を取り崩し、繰入金として計上してもなお、2億2,800万円が不足します。したがって、平成19年以来となる「医療保険料」の引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

平成28年4月より、1人月額1,000円の引き上げをお願いし、事業主組合員は、月額10,000円、その他の被保険者は月額7,500円とさせていただきます。

### 【後期高齢者支援金保険料】引き上げ

国は平成20年4月より、75歳以上の国民全てが強制的に加入する「後期高齢者医療制度」を発足させましたが、財源として公費が5割、後期高齢者の保険料が1割、残り4割を0歳から74歳のすべての国民が支援金として負担することとなっております。

当組合もこの「後期高者医療制度」に毎年支援金を納付しなければなりません。

平成28年度の納付総額は10億6,438万円と予定されており、国からの補助金4億6,730万円を差し引いても、現行の保険料では1億1,400万円が不足してしまうため、制度発足以来初めてとなる「後期高齢者支援金保険料」の引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

平成28年4月より、0歳から74歳の被保険者1人月額500円の引き上げをお願いし、月額2,700円とさせていただきます。

### 【介護保険料】据え置き

「介護保険制度」に関して当組合では、40歳以上65歳未満の加入者（第2号被保険者）について、保険料の徴収および納付を行っております。平成28年度は、国からの指示により5億2,849万円の介護納付金の納付が予定されております。

国からの補助金2億8,097万円を差し引き、2億4,752万円の負担を必要としますが、現行の保険料で充当が可能ですので、現行の1人月額2,600円の保険料は据え置きといたします。

組合員の皆様に多大なご負担をお願いせざるを得ないことは大変心苦しく存じますが、何卒、諸事情をご賢察の上、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

## 平成28年4月からの保険料

### 医療保険料（1,000円引き上げ）

事業主組合員・・・月額10,000円  
(現行 9,000円)

従業員組合員・・・月額7,500円  
(現行 6,500円)

その他の被保険者（家族）・・・月額7,500円  
(現行 6,500円)

### 後期高齢者支援金（500円引き上げ）

0歳から75歳未満の被保険者・・・月額2,700円  
(現行 2,200円)

### 介護保険料（据え置き）

40歳から65歳未満の  
第2号被保険者・・・月額2,600円  
(現行 2,600円)

〒232-0053

横浜市南区井土ヶ谷下町17番地の5  
神奈川県食品衛生国民健康保険組合

電話 045-716-5951（代表）

FAX 045-716-5957

○お問い合わせは、平日の9時から17時までにお問い合わせいたします。  
(12時～13時を除く。土日、祝日はお休みです)